

外貨 MMF 累積投資約款 新旧対照表

2021 年 11 月 1 日

| 改 定 後 | 改 定 前 |
|--|--|
| <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>第 2 条 (契約の申込み)</p> <p>1 お客さまは次のコースの契約を申込むことができます。</p> <p>ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド 米ドル MMF</p> <p>2 項～3 項 (現行どおり)</p> <p>第 3 条 (取引日)</p> <p>この約款の取引日とは、ロンドン、ニューヨークおよびルクセンブルグの銀行営業日であり、かつ、日本の金融商品取引業者および銀行の営業日です。</p> <p>第 4 条～6 条 (現行どおり)</p> <p>第 7 条 (果実の再投資)</p> <p>1 前条の保管にかかる外貨 MMF の果実は、前月の最終取引日 (その翌取引日以降に取得した場合には当該取得日) から当月の最終取引日の前日までの分を、当該最終取引日にお客さまに代って当社が受領のうえ、所定の国内源泉税を控除後、当該お客さまの口座に繰り入れ、その全額をもって当該最終取引日の前日の基準価額でお客さまに代って遅滞なく取得します。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第 8 条 (返還)</p> <p>1 当社は、お客さまから返還の請求が取引日の午後 2 時までに行われ、かつ当社所定の事務処理が完了した場合は当日を、午後 2 時を</p> | <p>第 1 条 (省略)</p> <p>第 2 条 (契約の申込み)</p> <p>1 お客さまは次に掲げるコースごとに、この契約を申込むことができます。</p> <p>ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド 米ドル MMF <u>豪ドル MMF</u> <u>カナダ・ドル MMF</u> <u>ニュージーランド・ドル MMF</u></p> <p>2～3 (省略)</p> <p>第 3 条 (取引日)</p> <p>この約款の取引日とは、ロンドン、ニューヨークおよびルクセンブルグ (さらに豪ドルの場合シドニー、カナダ・ドルの場合トロント、ニュージーランド・ドルの場合ウェリントン、オークランド) の銀行営業日であり、かつ、日本の金融商品取引業者および銀行の営業日です。</p> <p>第 4 条～6 条 (省略)</p> <p>第 7 条 (果実の再投資)</p> <p>1 前条の保管にかかる外貨 MMF の果実は、前月の各コースの最終取引日 (その翌取引日以降に取得した場合には当該取得日) から当月の最終取引日の前日までの分を、当該最終取引日にお客さまに代って当社が受領のうえ、所定の国内源泉税を控除後、当該お客さまの口座に繰り入れ、<u>コースごとに</u>その全額をもって当該最終取引日の前日の基準価額でお客さまに代って遅滞なく取得します。</p> <p>2 (省略)</p> <p>第 8 条 (返還)</p> <p>1 当社は、お客さまから返還の請求が取引日の午後 2 時までに行われ、かつ当社所定の事務処理が完了した場合は当日を、午後 2 時を過ぎて</p> |

| 改 定 後 | 改 定 前 |
|--|--|
| <p>過ぎて行われた場合は翌取引日を返還請求日として、当該返還請求日の基準価額をもってこれを換金し、その翌取引日に各外貨またはその円貨相当額の金銭をお支払いすることにより返還します。また、お客さまから取引日以外の日¹に返還の請求があった場合、その翌取引日に当該請求があったものとして取扱います。なお、果実の返還は、所定の国内源泉税を控除後、上記に準じてお支払いします。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第9条 (解約)</p> <p>1 この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。</p> <p>(1) 証券取引約款第14条第1項各号に定める場合</p> <p>(2) ～(3) (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第10条 (免責事項)</p> <p>当社は、証券取引約款第43条各号に該当する場合にお客さまに生じた損害については、その責めを負わないものといたします。</p> <p>2021年11月</p> | <p>行われた場合は翌取引日を返還請求日として、当該返還請求日の基準価額をもってこれを換金し、その翌取引日に各コースの外貨またはその円貨相当額の金銭をお支払いすることにより返還します。また、お客さまから取引日以外の日¹に返還の請求があった場合、その翌取引日に当該請求があったものとして取扱います。なお、果実の返還は、所定の国内源泉税を控除後、上記に準じてお支払いします。</p> <p>2 (省略)</p> <p>第9条 (解約)</p> <p>1 この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。</p> <p>(1) 証券取引約款第14条各号に定める場合</p> <p>(2) ～(3) (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>第10条 (免責事項)</p> <p>当社は、証券取引約款第43条に該当する場合にお客さまに生じた損害については、その責めを負わないものといたします。</p> <p>2019年2月</p> |